

## REPORT III

# 任意後見が担う「自分自身」の意思決定

- 自らの生き方を託す人を自らの意思で -

社会研究部門 阿部 崇  
abe@nli-research.co.jp

### 1. はじめに

2000年4月に成年後見制度が民法改正によりスタートして5年が経過した。超高齢社会への対応として介護保険制度と同時施行され、その十分な活用が期待されてきたが、介護保険制度の利用が順調に拡大推移しているのとは対照的に、成年後見制度はその認知、利用とも進んでいない状況にある。

前身たる禁治産・準禁治産制度の普及の妨げと言われてきた、制度呼称、保護範囲の狭さ、戸籍への記載等を解消し、また、制度の対象者である認知症高齢者をはじめとする判断能力が不十分な方が増加傾向にあるにもかかわらず、成年後見制度が浸透しないのは何故であろうか。

本稿では、成年後見制度の制度設計および趣旨を確認するとともに、その本質に立ち返り、新制度普及の鍵を探りたい。

### 2. 成年後見制度とは

#### (1) 制度の全体像

成年後見制度は、認知症や精神障害等により判断能力が不十分になった方について、後見人

等に選任された者が日常生活上の意思決定を補充し、権利を擁護するための仕組みである。

後見は「法定後見」と「任意後見」に大別され、前者は、「後見」「保佐」「補助」と法的に類型化されている。後見は従来の禁治産、保佐は準禁治産を引き継ぐものであり、補助は法定後見の中に新たに設定された類型である。後者は、「任意後見契約に関する法律」という新法を根拠として新たに導入された類型である（図表-1）。

また、内容的にも「財産管理」面の保護から、生活一般にかかる支援である「身上監護」面に軸足を置いた制度設計となっている。

#### (2) 利用実態

新生成年後見制度は、補助類型を設定したこと、任意後見制度を導入したこと、公示方法を戸籍記載から後見登記に変更したこと、の3点を柱としている。これは、法的保護の対象者を拡大（ ）公的な制度から契約に基づく私的な仕組みへの転換（ ）利用の促進（ ）を同時に実現する趣旨であると思われる。しかし、利用の現状からすると、成年後見制度が企図した姿にはほど遠い状況といえる。そのことは制度施行4年目の2003年4月から2004年

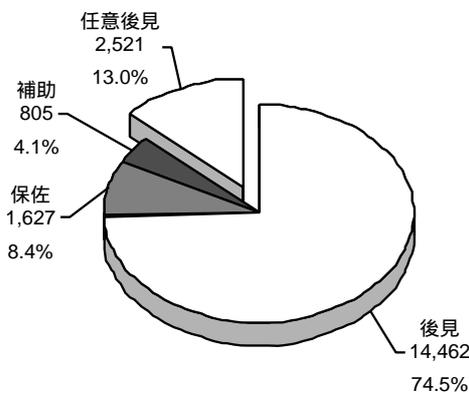
図表 - 1 成年後見制度の全体像（法定後見と任意後見の比較を中心に）

類 型	法定後見			任意後見
	後 見	保 佐	補 助	
対象者	判断能力がほとんど不可	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分	契約可能な程度の判断能力がある
支援者	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人（+後見監督人）
手 続 後見開始までの流れ	申立人（本人も可）が家裁に申立 家裁が審判（後見、保佐では鑑定あり） 家裁が認容（申立通りに選任）し後見等開始 登 記（後見人等の権限について）			公正証書による任意後見契約の締結 任意後見人が監督人選任の申立 家裁が監督人を選任し任意後見開始 登 記（契約の内容について）
支援者が できるこ	日常生活に関する行為以外 の行為	法定（民12）の 行為	申立の範囲内 の特定の行為	任意後見契約として本人と相手方が 定めた特定の行為 （原則 契約において自由に定められる）

（資料）ニッセイ基礎研究所が作成

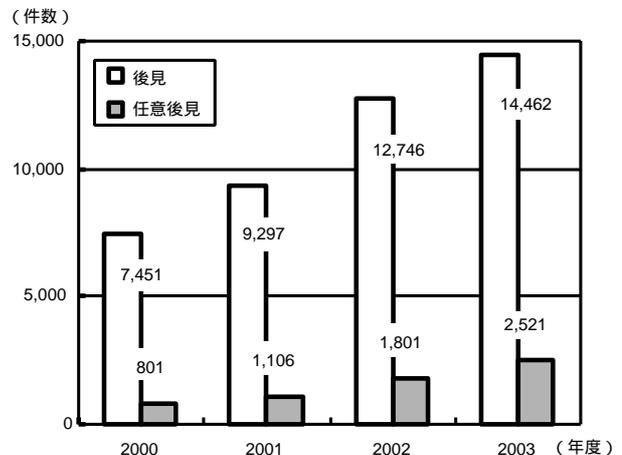
図表 - 2 成年後見制度の利用の現状

i ) 後見等申立件数の構成割合



任意後見は契約登記の件数（監督人選任の申立は192件）

ii ) 後見申立、任意後見契約登記件数の推移



（資料）最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況～平成15年4月から平成16年3月～」他よりニッセイ基礎研究所が作成

3月までの家庭裁判所における「成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）」をみても明らかである（図表 - 2）

確かに、法定後見（後見、保佐、補助の各類型の合計）申立件数は、2004年度に16,894件（対前年1,890件増）と拡大傾向にあるが、主な対象者と考えられる中程度以上の認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度（図表 - 3）

ランク 以上）が2005年には90万人に達することに鑑みれば、制度が十分に利用されているとは言いがたい。さらに、上記の認知症高齢者は2015年（10年後）に135万人、2035年（20年後）には200万人を超えると推計されており（図表 - 4）制度の普及はまさに急務の課題なのである。

図表 - 3 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
	何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
a	家庭外で上記の状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等
b	家庭内でも上記の状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
a	日中を中心として上記の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
b	夜間を中心として上記の状態が見られる。	ランク a に同じ
	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

（資料）厚生省老人保健福祉局長通知 老健第135号（平成5年10月26日）をニッセイ基礎研究所が一部改変

図表 - 4 認知症高齢者の日常生活自立度

将来推計	2002	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
認知症高齢者の日常生活自立度 以上	79	90	111	135	157	176	192	205	212	20.8
	3.4%	3.6%	3.9%	4.1%	4.5%	5.1%	5.5%	5.8%	5.8%	5.7%
認知症高齢者の日常生活自立度 以上	149	169	208	250	289	323	353	376	385	378
	6.3%	6.7%	7.2%	7.6%	8.4%	9.3%	10.2%	10.7%	10.6%	10.4%

（資料）厚生労働省介護保険改革本部「介護保険制度の見直しについて」をニッセイ基礎研究所が一部改変

### 3. 制度普及の方向性

ここまでの状況をみて、判断能力が不十分となった方の意思決定支援のための成年後見制度（主に法定後見）の普及が進んでいないことは明らかである。

既に行われた法律行為を取消す（民120）等の重要な効果をもたらす成年後見制度は、制度的に複雑であり、また、手続的にも家庭裁判所への申立や審判など利用が想定される高齢者本人や一般市民からは身近なものとはいえない。

とすれば、経過年数や広報手段の問題ではなく、法定後見の普及には自ずと限界があると考えられるべきではないだろうか。

#### （1）成年後見制度の設計趣旨

介護保険制度との両輪として同時施行された成年後見制度は、前述の通り、保護対象者の範囲を拡大する「補助」類型の創設、任意後見制度の導入、登記による公示の3点を大きな柱としている。

確かに、現実の問題に直面する認知症高齢者の権利を擁護することも成年後見制度が担うべき役割であろう。後見、保佐類型に加え「補助」を導入した点、公示方法を登記に変更した点では、その目的に込んでいると評価できる。

しかし、新法を準備してまで創設するに至った「任意後見制度」こそが、2000年4月施行の成年後見制度の本質的な設計趣旨だったのではないか。すなわち、自分自身の意思決定を自分が選んだ人に託すことができる途を造った点に、超高齢社会に向き合う制度の本意があるのではないだろうか。

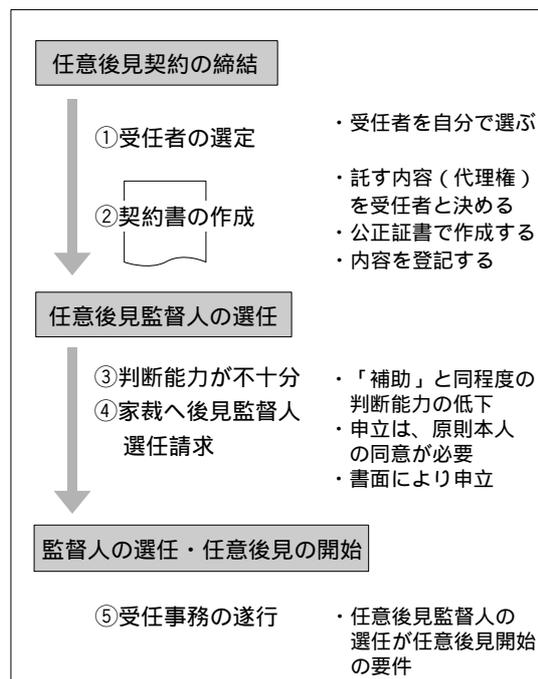
#### （2）任意後見制度とは

任意後見制度の創設は、措置から契約へ（介護保険制度）確定給付型から確定拠出型（401k）へ（年金制度）、法定相続から遺言へ（相続制度）という時代の趨勢、すなわち「自分自身の意思決定が尊重される」という流れに沿ったものである。

任意後見制度は、契約のための判断能力が十分な状態のうちに、その能力が減退ないし喪失したときの支援者を「自分の意思」で選び、どのような事柄について支援してもらうかを「自分の意思」で決めるものである。

ただし、任意後見人に対する将来のコントロールをできる限り確保するために、契約には一定のルールが定められている（図表 - 5）。

図表 - 5 任意後見の手続の流れ



（資料）ニッセイ基礎研究所が作成

図中 からの手続は法定後見とほぼ変わることはないが、 と において「自分自身」の意思決定を最大限に尊重できる点が特徴であろう。任意後見における「公正証書契約書の主

な条項」の例を図表 - 6 に、契約の主たる要素となる「委任事務の範囲（託す内容）」の例を図表 - 7 に示す。

図表 - 6 公正証書契約書の主な条項の例

任意後見契約公正証書	
第1条	(趣旨)
第2条	(契約発効)
1	本契約は委任者に任意後見監督人が選任された時からその効力を発する
第3条	(委任する事務の範囲)
1	委任者は別紙委任事務の範囲の後見事務を委任し、その事務処理のための代理権を付与する
第4条	(任意後見受任者の義務)
第5条	(証書類の保管等)
第6条	(費用負担)
第7条	(報酬)
1	委任者は契約の効力発生後、報酬として毎月___円を支払うことを約する
第8条	(報告)
第9条	(法定後見の申立)
第10条	(契約終了)
第11条	(登記)

(資料) 参考文献を基にニッセイ基礎研究所が作成

図表 - 7 委任事務の範囲（託す内容）の例

財産の管理・保存・処分に関する事項	
金融機関との取引に関する事項	
・預貯金口座の開設・当該口座の取引	
・定期的な支払（賃料、公共料金）	等
生活物品の購入に関する事項	
・日用品や生活機器の購入	等
相続・遺産分割に関する事項	
介護・福祉サービス利用契約に関する事項	
・施設入所の契約	
・介護保険サービスの利用契約・解約	等
住居に関する事項	
・居住用不動産の購入・処分	等
医療に関する事項	
・病院への入院に関する契約・解約	等

(資料) 参考文献を基にニッセイ基礎研究所が作成

(3) 任意後見による制度の普及と定着

日常生活にかかる意思決定の支援する成年後見制度の趣旨を広く定着させるためには、もともと一般市民の遠いところにある、後見、保佐、補助といった法定後見の理解を押し付けるのではなく、自分の問題として考え、そして「自分自身」が判断して利用できる任意後見の普及に注力すべきではないだろうか。

財産管理の問題に直面してから、今まで行ったこともない家庭裁判所で書面申立を行うことに抵抗感がないはずがない。まずは、自分の将来の姿を思い浮かべ、自分の生き方を託す人を自分で選び、相対してその内容を書面（契約書）として作成していくことの方が身近に感じられるはずである。

成年後見制度の制度趣旨は、財産管理の社会化でもなく、身上監護の社会化でもなく、判断能力の有無や強弱を超え確保される「意思決定」の社会化にあるのではないだろうか。それを実現するのが任意後見制度であると考える。

確かに、公正証書による任意後見契約や登記、任意後見監督人の選任申立等の法的手続の煩雑さは残るが、一定の代理権を付与することや任意後見人の権限濫用のおそれがあることに照らせば、甘受すべきレベルのものであろう。

#### 4. おわりに

医療においては、情報の非対称性を補完し治療や延命に対する意思決定を行うため、インフォームドコンセントやカルテ開示の動きが主流となりつつある。介護では、意思決定に基づくケアプランに沿って介護サービスが提供されることが原則となっている。

主体性を持って社会に存在するためには「自分自身」の意思決定が何より重要な要素となる。

「成年後見制度には『後見』『保佐』『補助』という類型があります。ただ、その支援の仕組みを任意に決められる『任意後見』という制度もあります。」という説明順序が逆になることが、制度の普及と定着の鍵となるのではないだろうか。

他人が考える「こうだったら、いいだろう」という社会ではなく、身体機能が低下しても判断能力が不十分になっても、「自分自身」の意思決定で「こうしたい」と言える社会こそ実現しなければならない。その制度的準備は既に整っているのである。

#### 参考文献

- 1) 成年後見制度が担う“自分らしい”QOL  
：ニッセイ基礎研REPORT 2004.3
- 2) こうして使おう 新成年後見制度  
：額田 洋一，2003.8（税務経理協会）
- 3) 成年後見制度テキスト  
：高齢社会NGO連携協議会，2005.1
- 4) 高齢者法  
：山口浩一郎 他，2002.9（有斐閣）
- 5) 人権保障としての成年後見制度  
：更田 義他，2002.4（一橋出版）